

# 情報ファイル

information file



## 住民

### 住民登録は正しく行われていますか

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、子ども手当などの各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするために、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

#### 転入届・転出届・転居届

・届出場所：市民窓口グループ  
・届出人：本人もしくは同一世帯の家族

※同一世帯の家族以外が窓口にお越しの場合、委任状と異動者本人の身分を証明するもの（免許証など）が必要になります。

※土・日曜日、祝日、平日の時間外は住所異動の届出はできません。

転入届：他の市区町村から高浜市への住所異動

・届出期間：新住所に実際に住

み始めた日から14日以内  
・必要なもの：転出証明書（旧住所地でとってきてください）、印かん、身分を証明するもの（免許証など）

転出届：高浜市から他の市区町村への住所異動

・届出期間：あらかじめ転出前に届けてください。  
・必要なもの：印かん、身分を証明するもの（免許証など）

転居届：市内での住所異動  
・届出期間：新住所に実際に住み始めた日から14日以内

・必要なもの：印かん、身分を証明するもの（免許証など）

#### 問合せ先

市民窓口グループ  
☎5211111（内線214・218）

## 税

### 個人事業税第2期分納税をお忘れなく

個人事業税第2期分の納期限は、11月30日(火)です。

11月中旬に県から納付書を送りますので、金融機関かコン

ビニーストア（納付金額が30万円以下のものに限る）または県税事務所で納付してください。

なお、pay-easy（ページー）に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、希望する方は、口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

#### 問合せ先

西三河県税事務所県民税・事業税グループ  
☎056412712713  
（ダイヤルイン）

### 税に関する習字展

「税を考える週間」（11月11日(木)～17日(水)）の行事として、税に関する習字展を行います。

とき 11月11日(木)～17日(水) 午前10時～午後8時  
ところ Tぱーと・ドミール高浜店1階

#### 問合せ先

刈谷税務署総務課  
☎2116211

善意をありがとうございました  
(敬称略)

市へ  
不二商会、(株)森弥商店  
代表取締役 森貞述  
社会福祉協議会へ

川澄鈿夫  
呉竹屋敷町内会



**相続・遺言 無料相談会!!** 小さなことも司法書士に相談して安心を **広告**

11月13日(土)アピタ刈谷店1Fにて開催!

こんなお方はご相談下さい! **予約不要**

- 相続についていろいろ聞きたい
- 遺言書の必要って?作り方は?

場所/刈谷駅アピタ1Fミスト前 時間/10時～17時

司法書士 今井裕司  
刈谷市南桜町1-73 司法書士法人  
**あいち司法&相続 0120-130-914**